

保育制度改革に関する意見書

保育制度改革については、政府の地方分権改革推進委員会や規制改革会議などにおいて、質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営、多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供及び官民事業者のイコールフットィングの実現の三つの視点から、市場原理に基づく直接契約方式や直接補助方式の導入、入所要件や最低基準の見直しなどについての議論がなされているところである。

しかしながら、保育所は、子どもの養護と教育を一体的に行い、環境を通して保育を総合的に実施し、保護者に対する支援を行う児童福祉施設である。こうした児童福祉施設に、行き過ぎた市場原理に基づく制度の導入や規制緩和が採用されることによって、保護者や保育事業者の間に過度の競争を強め、結果として保育を必要とする児童や弱者の排除を招くなど最も大切な児童の福祉を置き去りにした制度となることが大いに懸念されるところである。

よって、政府においては、保育制度改革の議論を進めるにあたり、子どもの最善の利益を考慮し、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 市場原理に基づく直接契約方式と直接補助方式は、国民のさらなる議論が必要であるため、導入しないこと。
- 2 保育所入所要件の拡大は、保育に欠ける子どもの福祉の後退を招くことのないよう確実な措置を講じるとともに国と地方に必要な財源を確保することを前提として行うこと。
- 3 保育所最低基準の見直しについては、子どもの福祉の後退を招くことのないよう保育所利用者や保育事業者等関係者が納得できるような基準とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年 (2008 年) 11 月 7 日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員